

## 一般財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人広島市都市整備公社職員就業規則（以下「就業規則」という。）第34条の規定に基づき、職員の給与に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 職員（嘱託職員、臨時職員を除く。以下同じ。）の給与は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、住居手当、特殊勤務手当、技能手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 前2項の規定にかかわらず、広島市を退職した後、又は理事長が必要と認め採用された職員（以下「特別任用職員」という。）の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与とする。

#### (1) 次号に掲げる職員以外の職員

報酬、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当（理事長が別に定める者にあつては、報酬、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当）

(2) 平成31年度末以降に広島市を退職した後採用された職員のうち理事長が別に定める者  
給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

4 第2項の規定にかかわらず、就業規則第16条の2第1項の規定に基づき公社を退職した後再雇用された者（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (一般職員の給料)

第3条 特別任用職員及び広島市から派遣を受けた職員（以下「市派遣職員」という。）以外の職員（以下「一般職員」という。）に適用する給料表は、別表第1のとおりとし、その支給方法については、広島市職員の例による。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2の級別基準職務表に定めるところによる。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、別表第3の初任給基準表のとおりとする。

第3条の2 定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、就業規則第26条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の3 就業規則第31条の5に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額に、就業規則第26条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給）

第3条の4 職員の昇給は、4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として広島市の一般職の職員の昇給の例により決定するものとする。

3 55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

4 前3項の規定によるほか、理事長が特別の事情があると認めた場合には、理事長が定める日に昇給をさせることができる。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（管理職手当）

第4条 管理職手当は、対象となる職員の職務の級及びその者の職に応じた別表第4に掲げる区分に応じ、別表第5に掲げる額を支給する。ただし、給与期間の全日数にわたって勤務しなかった場合その他理事長が定める事由に該当する場合は、支給しない。

2 管理職手当の支給については、広島市職員の例による。

（扶養手当等）

第5条 職員の扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、住居手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給については、この規程に定めるもののほか、広島市職員の例による。この場合において、広島市の一般職の職員のこれらの手当に関する規程中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再雇用短時間勤務職員」とする。

（期末手当及び勤勉手当の在職期間の通算）

第5条の2 期末手当及び勤勉手当の支給について、広島市若しくは他の市設立公益的法人等（広島市が設立した公益的法人その他広島市の業務と直接関連のある公共的団体等のうち、広島市長と協議して理事長が定める団体をいう。以下同じ。）の職員又は理事長が必要と認め採用された職員が引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合は、それぞれ前在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

（特殊勤務手当）

第6条 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第6のとおりとする。

2 定年前再雇用短時間勤務職員に対する汚物処理手当及び一人作業手当の額は、前項の規

定にかかわらず、別表第6に定める手当の額に、就業規則第26条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、同表の手当の減額の欄中「7時間45分」とあるのは「その者の勤務時間」と、「4時間」とあるのは「4時間にその者の勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た時間（1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間）」と読み替えるものとする。

- 3 特殊勤務手当の支給については、この規程に定めるもののほか、広島市職員の例による。  
（技能手当）

第6条の2 自動車運転手及び船舶機関士には、月額12,200円の技能手当を支給する。ただし、勤務した日数がその月について16日に満たない場合は、16日を基礎とする日割計算により算出した額を支給する。

- 2 技能手当の支給については、特殊勤務手当の支給の例による。  
（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第6条の3 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の算出に係る勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、技能手当の月額並びに特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に17を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

- 2 育児短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「7時間45分に17を乗じたもの」とあるのは、「7時間45分に17を乗じたものに、就業規則第26条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じたもの」と読み替えるものとする。

（給与の減額等）

第7条 職員が勤務しないときは、就業規則第27条に規定する休日（同規則第27条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）、就業規則第28条の2第1項に規定する代休時間である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、広島市の一般職の職員の給与の減額の例により、給与を減額する。

- 2 職員が業務若しくは通勤による負傷又は疾病のため、勤務しない場合（第7条の3に該当する場合を除く。）においては、この規程に規定する給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、支給しない。

（介護休暇期間中の給与）

第7条の2 就業規則第31条の2の規定より介護休暇の申出をした職員に対しては、介護休暇の期間については、前条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき、給与を減額する。

（介護時間における給与）

第7条の3 前条の規定は、介護時間における給与の取扱いについて準用する。

（退職者の給与）

第7条の4 職員が就業規則第9条の規定により退職にされた場合においては、広島市の一般職の職員のうち退職にされた職員に支給する給与の例により、給与を支給する。

（特別任用職員の給与等）

第8条 特別任用職員の報酬（第2条第3項第2号に規定する職員にあっては給料。）、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当については、第5条の規定にかかわらず、広島市長と協議して、理事長が別に定める。

（市派遣職員の給与）

第8条の2 市派遣職員の給与（管理職手当を除く。）については、第1条、第2条、第3条の4及び第5条から第7条の3までの規定にかかわらず、広島市の一般職の職員の給与の例による。

2 前項の規定にかかわらず、市派遣職員であって公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年広島市条例第62号）第4条又は第8条の規定により広島市から給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「基本給」という。）の全部又は一部を支給される者の給与については、広島市から当該基本給が支給されないと仮定した場合に前項又は就業規則第53条の規定によりその者の受けるべき給与から広島市から支給される当該基本給の額を減じるものとする。

3 市派遣職員の管理職手当については、第4条の規定にかかわらず、広島市長と協議して、理事長が定める。

（出向職員の給与）

第8条の3 他の市設立公益的法人等から出向した職員の給与については、第7条の3までの規定にかかわらず、当該公益的法人等の職員の給与の例による。

第8条の4 月の中途に新たに派遣職員となった者、派遣職員で月の中途に広島市に復帰した者及び広島市を退職後月の中途に採用された職員で理事長が定める者の給与の日割計算における端数の取扱いについては、第8条の2及び第10条の規定にかかわらず、広島市長と協議して、理事長が定める。

（嘱託職員等の給与）

第9条 嘱託職員、臨時職員の給与については、前条までの規定にかかわらず、広島市長と協議して、理事長が定める。

第10条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関しては、広島市職員の例による。

## 附 則

1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

2 職員に支給する平成16年1月分から平成19年12月分までの給料の額は、この規程の規定にかかわらず、第3条の規定により定める給料月額から、その額に次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) その属する職務の級が一般職給料表（1）6級の職員のうち給料月額の100分の16の割合による管理職手当を受けるべき職にある職員 100分の5.51

(2) その属する職務の級が一般職給料表（1）6級の職員（前号に掲げるものを除く。）及び一般職給料表（1）5級の職員 100分の2.51

(3) その属する職務の級が一般職給料表（1）4級の職員 100分の2.01

- (4) その属する職務が一般職給料表（１）３級以下の職員 １００分の１．５１
- ３ 一般職給料表の適用を受ける職員のうち理事長が別に定める職員及び技能業務職給料表（１）の適用を受ける職員の手当の種類は、第２条第２項の規定にかかわらず、扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当とする。この場合において、地域手当の月額は、第５条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。
- ４ 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
- ５ 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 定年前再雇用短時間勤務職員
  - (2) 特別任用職員
  - (3) 就業規則第１４条の５第１項又は第２項の規定により同規則第１４条の２第１項に規定する異動期間（同規則第１４条の５第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第１４条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員
- ６ 就業規則第１４条の３に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第４項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。
- ７ 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級の最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- ８ 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第４項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第６項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、昭和４３年１２月１４日から施行し、昭和４３年８月１日から実施する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、昭和４４年３月１日から施行する。

#### 附 則

この規程の一部改正は、昭和44年12月11日から施行し、昭和44年6月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和45年4月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和45年12月10日から施行し、昭和45年5月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和46年12月20日から施行し、昭和46年5月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和47年3月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和47年12月20日から施行し、昭和47年4月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和48年10月1日から施行し、昭和48年4月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和49年1月10日から施行し、昭和49年1月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和49年12月23日から施行し、昭和49年4月1日から実施する。ただし、第8条の改正については、昭和49年9月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和50年12月10日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改正は、昭和51年6月1日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

2 広島市を勧奨により退職し、昭和51年3月31日までに公社の職員となった者で、現に満60歳を超えている者の給料は、当該職員が現に受けている額と同じ額の号給とし、それ以降の昇給は行わない。

ただし、役付以外の職員については、この限りではない。

附 則

この規程の一部改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

(施行及び適用)

1 この規程は、昭和52年12月22日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

(一般職員の給料表の切替)

2 この規程の施行に伴う一般職員の給料表の適用にあたっては、昭和52年4月1日(以下「切替日」という。)において受けている等級及び号級と同じ等級及び号給とする。ただし、切替日において、2等級、3等級及び4等級の職にあるものの新号給については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 2等級の職にあるものの新号給は、旧号給の号数から3を減じた号数の号給とする。
- (2) 3等級の職にあるものの新号給は、旧号給の号数から4を減じた号数の号給とする。
- (3) 4等級の職にあるものの新号給は、旧号給の号数から2を減じた号数の号給とする。

3 前項ただし書の規定によって該当する号給のないものの給料月額は理事長が定める。

(特別任用職員の給料表の切替)

4 特別任用職員の給料表の切替は、附則別表により行うものとする。

(特別任用職員初任給基準表の特例)

5 第5条第3項の規定にかかわらず昭和51年3月31日までに公社に採用された特別任用職員については、この限りでない。

附 則

(施 行)

1 この規程は、広島市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和53年広島市条例第56号)の施行の日から施行する。

(適 用)

2 改正後の財団法人広島市開発公社職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表第2の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正前の財団法人広島市開発公社職員の給与に関する規程の規定に基づいて、昭和53年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に特別任用職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程の一部改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

(施 行)

1 この規程は、広島市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和54年広島市条例第58号)の施行の日から施行する。

(適 用)

2 改正後の財団法人広島市開発公社職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表第2の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正前の財団法人広島市開発公社職員の給与に関する規程の規定に基づいて、昭和54年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に特別任用職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施 行)

- 1 この規程は、広島市の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和55年広島市条例第19号）の施行の日から施行する。

(適 用)

- 2 改正後の財団法人広島市開発公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第7条の2第2項第3号の規定は、昭和54年12月29日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 3 改正前の財団法人広島市開発公社職員の給与に関する規程の規定に基づいて、既に職員に支払われた昭和54年12月29日から昭和55年1月3日までの間の勤務に係る年末年始勤務職員の特殊勤務手当は、改正後の規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則

この規程の一部改正は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和55年4月12日から施行する。

附 則

(施 行)

- 1 この規程は、広島市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和55年広島市条例第81号）の施行の日から施行する。

(適 用)

- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第2の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程の規定に基づいて、昭和55年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に特別任用職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施 行)

- 1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

(適 用)

- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第7条の2第2項第3号の規程は、昭和55年12月29日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 3 改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程の規定に基づいて、既に職員に支払われた昭和55年12月29日から昭和56年1月3日までの間の勤務に係る年末年始勤務職員の特殊勤務手当は、改正後の規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

(施 行)

1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

(適 用)

2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第7条の2第2項第3号の規程は、昭和57年12月29日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

3 改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程の規定に基づいて、既に職員に支払われた昭和57年12月29日及び同月30日の勤務に係る年末年始勤務職員の特殊勤務手当は、改正後の規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則

この規程の一部改正は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

(施 行)

1 この規程は、広島市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和58年広島市条例第147号）の施行の日から施行する。

(適 用)

2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第2の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程の規定に基づいて、昭和58年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に特別任用職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施 行)

1 この規程の一部改正は、昭和59年4月1日から施行する。

(適 用)

2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第6条第2項第3号の規定は、昭和58年12月29日から適用する。

(給与の内払)

3 改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程第6条第2項第3号の規定に基づいて支払われた昭和58年12月29日から昭和59年1月3日までの間の勤務に係る年末年始勤務職員の特殊勤務手当は、改正後の規程第6条第2項第3号の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則

この規程の一部改正は、昭和60年3月20日から施行する。ただし、第6条第2項第2号及び第8条の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和60年12月24日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第6条第2項第3号の規定は、昭和61年12月29日から適用する。
- 3 改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程第6条第2項第3号の規定に基づいて支払われた昭和61年12月29日から昭和62年1月3日までの間の勤務に係る年末年始勤務職員の特殊勤務手当は、改正後の規程第6条第2項第3号の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。
- 4 別表第1の規定は、昭和62年4月1日以後の新規採用職員に適用し、同日前に採用した職員については、なお従前の例による。

附 則

この規程の一部改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和64年1月1日から施行する。ただし、第6条第2項第2号ア及びイの改正規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第6条第2項第3号の規定は、平成元年12月29日から適用する。
- 3 改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程第6条第2項第3号の規定に基づいて支払われた平成元年12月29日から平成2年1月3日までの間の勤務に係る年末年始勤務職員の特殊勤務手当は、改正後の規程の規定による特殊勤務手当の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成2年12月26日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第6条第2項第3号の規定は、平成4年12月29日から適用する。
- 3 改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程第6条第2項第3号の規定に基づいて支払われた平成4年12月29日から平成5年1月3日までの間の勤務に係る年末年始勤務職員の特殊勤務手当は、改正後の規程第6条第2項第3号の規定による特殊勤務手当の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月15日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程第6条第1項第6号の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第6条第2項第3号の規定は、平成6年12月29日から適用する。
- 3 改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程第6条第2項第3号の規定に基づいて支払われた平成6年12月29日から平成7年1月3日までの間の勤務に係る年末年始勤務職員の特殊勤務手当は、改正後の規程第6条第2項第3号の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成7年9月25日から施行し、平成7年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年12月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年12月19日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年12月18日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年12月18日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年12月17日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定については、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正前の第6条（第1項第3号及び第2項第3号に係る部分に限る。）の規定は、この規程の施行の日から平成19年1月3日までの間に限り、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項第3号中「6,500円」とあるのは、「3,250円」とする。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 平成20年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）別表第1の給料表（以下「旧給料表」という。）の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、その者の切替日の前日において属していた職務の級、その者の同日における号給（以下「旧号給」という。）及びその者の旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第1に定める号給とする。

3 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員

の新号給は、理事長が定める。

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号給については、広島市の一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。
- 5 切替日の前日において旧給料表のうち一般職給料表(1)の適用を受けていた職員の切替日から平成24年3月31日までの間における給料月額、改正後の財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定にかかわらず、切替日から平成21年3月31日までの間にあっては附則別表第2に、同年4月1日から平成22年3月31日までの間にあっては附則別表第3に、同年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては附則別表第4に、同年4月1日から平成24年3月31日までの間にあっては附則別表第5にそれぞれ定める給料月額とする。
- 6 切替日の前日において旧給料表の適用を受けていた職員が、切替日から平成24年3月31日までの間に旧給料表と同じ種類の新規程別表第1の給料表（以下「新給料表」という。）の適用を受ける場合において、新給料表によりその者の受けることとなる前項の規定を適用した後の給料月額及びこれに対する地域手当（以下この項において「暫定地域手当」という。）の月額の合計額がその者が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の98.84（切替日の前日に属していた職務の級が一般職給料表の6級である職員にあっては100分の98.64）を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数がある場合において、当該端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、当該端数金額が50円以上であるときは、これを100円に切り上げた額。以下この項及び第8項において「調整給料月額」という。）及び当該調整給料月額のその者が同日において受けていた地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（以下この項において「切替日前給料月額等」という。）に達しないときは、その者の切替日から平成24年3月31日までの給料月額は、前項の規定にかかわらず、切替日前給料月額等をその者に係る暫定地域手当の支給割合に100分の100を加えた割合で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 7 新規程第4条の規定により管理職手当を受ける職員のうち、同条の規定による管理職手当の月額（以下「管理職手当額」という。）が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
  - (1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の25
- 8 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額をいう。
  - (1) 切替日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、同日において占めていた旧規程第4条に規定する別表第4に掲げる職に係る区分

より低い区分に相当する新規別表第4の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員以外の職員 調整給料月額に切替日の前日にその者が受けていた管理職手当の支給割合を乗じて得た額

- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 広島市の一般職の職員の例により理事長が定める額
- 9 旧財団法人広島市環境事業公社の職員で、引き続き財団法人広島市都市整備公社の職員となった者に対する第5項、第6項及び前項の規定の適用については、第5項中「旧給料表のうち一般職給料表(1)」とあるのは、「旧財団法人広島市環境事業公社職員給与規程(以下「旧環境公社規程」という。)別表第1及び別表第2の給料表(以下「旧環境公社給料表」という。)」とし、第6項中「旧給料表」とあるのは「旧環境公社給料表」とし、前項中「旧規程第4条に規定する別表第4」とあるのは「旧環境公社規程第17条に規定する別表第6」とする。

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、広島市の一般職の職員の給与と均衡を失しない範囲内で、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年1月22日から施行し、平成21年1月1日から適用する。
- 2 平成21年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において、その者の属する職務の級が技能業務職給料表の3級である職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、広島市の一般職の職員の給与と均衡を失しない範囲内で、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月22日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給については、広島市の一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額が同日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（以下この項において「切替日前給料月額等」という。）に達しないこととなる者の平成30年4月1日から平成33年3月31日までの給料月額は、一般財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（平成30年12月20日改正）による改正後の一般財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程別表第1に定める給料月額にかかわらず、切替日前給料月額等をその者に係る切替日以後の地域手当の支給割合に100分の100を加えた割合で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、広島市の一般職の職員の給与と均衡を失しない範囲内で、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年12月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間において、60歳に達する日の属する年度の末日までの間にある職員に対する第2条の規定による改正後の一般財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第3条の4第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給（令和6年度の昇給にあつては、当該年度の末日に57歳以上である職員については、0号給）」とする。
- 3 暫定再雇用職員（令和5年12月28日付け一般財団法人広島市都市整備公社職員就業規則改正附則（以下「就業規則改正附則」という。）第2項、第3項、第5項又は第6項の規定により再雇用された職員をいい、就業規則改正附則第10項の規定によって当該職員とみなす職員を含む。以下同じ。）の給料月額は、その者が定年前再雇用短時間勤務職員（令和5年12月28日付け改正後の一般財団法人広島市都市整備公社職員就業規則（以下「改正後の就業規則」という。）第16条の2第1項の規定により再雇用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 暫定再雇用短時間勤務職員（就業規則改正附則第5項又は第6項の規定により再雇用された職員をいい、就業規則改正附則第10項の規定によって当該職員とみなす職員を含む。以下同じ。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、その者が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、改正後の就業規則第26条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第5条、第6条第2項及び第6条の3第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第2条第4項、第5条及び附則第5項の規定を適用する。この場合において、改正後の給与規程第5条の規定によって暫定再雇用職員に適用する広島市の一般職の職員に関する規程の条項は、広島市の暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年広島市条例第29号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）に適用されるものに限る。